

誰もが心豊かに安心して暮らせる支えあいのまちづくりを進めるために

社協会費へのご協力をお願いします



社会福祉協議会(社協)って何?

社協とは、「社会福祉協議会」を略した呼びかたです。
社協は、社会福祉法第109条に基づいて組織され、社会福祉活動を推進することを目的とした民間の非営利の福祉団体です。
市民のみなさんやボランティア、行政や関係団体・専門機関の参加・協力を得ながら活動することが大きな特徴です。



どんなことをやっているの?

茅野市社協では、主に住民主体による地域福祉活動の推進、手助けが必要な方の生活を支えるための福祉サービスに関することを幅広く行っています。
また、介護保険事業者として、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、デイサービスセンターも行っています。

この他にも
様々な活動を
しています



個別訪問による相談



障害者の就労支援
(あすなるセンター)



ケアマネージャーによる
ケアプランの作成



災害ボランティア
センターの設置・運営



障害者相談支援



配食サービス



デイサービスセンターの運営
(西部デイサービスセンター)



話合いの場の設定



身近な地域で居場所づくり



社協会費の種類は?

今年度より、会員種類が変更になります。

一般賛助会員 1世帯 年額 1,000円

特別賛助会員 1口 3,000円

法人賛助会員 1口 5,000円 ※年度ごとの加入です。

皆さまのご協力をよろしくお願いします。

社協会費の使いみちと加入方法は裏面をご覧ください。

ご協力いただいた社協会費の使いみち(令和6年度の一例)

ボランティア活動の推進・支援

ボランティアまちづくり活動に関する相談・支援や、災害時のボランティア活動の支援を行っています。

◀石川県輪島市での災害ボランティア活動



福祉教室の実施

学校、地域、企業等を対象に、福祉の学びの機会として「出前福祉教室」を実施しています。

金沢小学校での聴覚障害のある方との交流▶



小地域福祉活動の支援

各地区の社協が行っている活動を支援しています。
地域みなさんと力を合わせてまちづくりを行っています。

20%が地区社協の活動費、約40%が地域の福祉活動支援に活用されました。

◀湖東地区の世代間交流事業



この他にも市民のみなさんが暮らしやすくなるための活動に使われました。
ご協力ありがとうございました。

会員加入の方法

以下【1】、【2】どちらかの方法で加入いただけます。

【1】区・自治会を通して加入申し込みされる場合

- ① 6～7月に区・自治会を通して封筒をお届けします。
- ② 金額、住所、氏名を封筒にご記入のうえ、区・自治会長へお渡しください。

【2】社協窓口で直接加入申し込みされる場合

- ① 社協窓口にて、会員加入を希望する旨をお伝えください。
 - ② 領収書を発行します。
- ※こちらは通年受け付けています。



特別賛助会員に加入いただく方へ

- ・新規で特別賛助会員に加入いただいた方へは、後日、特別賛助会員章をお送りします。
- ・長年、特別賛助会員に加入いただいた方へは、感謝状をお送りします。



お問合せ先

社会福祉法人 茅野市社会福祉協議会

茅野市塚原二丁目5番45号 ひと・まちプラザ2階

TEL 0266-73-4431 (受付: 月～金 8:30～17:30) FAX 0266-73-8030

【E-mail】support@sharara.or.jp 【URL】<https://www.sharara.or.jp/>



茅野市社会福祉協議会

